

賃貸借契約書（案）

1 賃借動産

車種		シフト	燃料	数量	メーカー	車体番号
軽自	バン	A T (CVT 含む)	ガソリン	1		

2 賃貸借期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

3 保管場所 大津市石場10番53号 スポーツステーションおおつ

4 賃借料 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 賃借料の支払方法

- (1) 令和8年7月から令和8年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (2) 令和8年10月から令和9年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (3) 令和9年4月から令和9年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (4) 令和9年10月から令和10年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (5) 令和10年4月から令和10年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (6) 令和10年10月から令和11年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (7) 令和11年4月から令和11年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (8) 令和11年10月から令和12年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (9) 令和12年4月から令和12年9月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (10) 令和12年10月から令和13年3月までの分として金 円をこれらの最後の月に係る賃貸借期間満了後に支払う。
- (11) 令和13年4月から令和13年6月までの分として金 円を賃貸借期間満了後に支払う。

賃借人大津市（以下「甲」という。）と貸貸人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、頭書の賃借動産（以下「賃借動産」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する賃借動産を甲に賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて賃借動産を賃貸するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃借動産の賃貸借期間は、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）のとおりとする。

（賃借動産の引渡し）

第3条 乙は、賃貸借期間の初日までに賃借動産を甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定による引渡しを行う場合において、賃借動産に使用目的を妨げる権利又は担保物権が存在するときは、その権利を消滅させなければならない。

（保守義務等）

第4条 乙は、賃貸借期間において、賃借動産の正常な機能の維持に努めなければならないものとし、賃借動産に故障が生じたときは、直ちにその修理を行わなければならない。この場合において、乙は、故障の原因が甲による通常の使用方法と異なる使用その他甲の責に帰すべき事由によるときは、その修理に要した費用を甲に請求することができる。

（賃借料の請求及び支払方法）

第5条 乙は、頭書第5項各号に掲げる最後の月に係る賃貸借期間が満了したときは、頭書の賃借料の支払方法に従い賃借料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（賃借動産の保管等）

第6条 甲は、賃借動産を頭書の保管場所において保管するものとし、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 甲は、賃借動産の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

（転貸等の禁止）

第7条 甲は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得たときはこの限りでない。

- (1) 賃借動産の転貸
- (2) この契約に基づく賃借権の譲渡
- (3) 賃借動産の形質の変更その他著しい現状の変更
(賃借動産の譲渡制限等)

第8条 乙は、賃借動産を第三者に譲渡し、又は賃借動産に係る権利を担保に供してはならない。

(公租公課)

第9条 賃借動産に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰することができない事由により賃借動産の全部又は一部が滅失等した場合において、使用目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (3) 乙がこの契約に定める義務を履行しない場合（その不履行が軽微なものである場合を含む。）において、使用目的を達成することができないと認めたとき。
- (4) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 翌年度以降において賃借料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき。

(賃借動産の返還)

第11条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに賃借動産を乙に返還しなければならない。

(事故時の責任)

第12条 甲は、賃借動産に事故が発生した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

2 賃借動産の運行管理に起因する第三者への損害については、甲の責任において解決するものとする。ただし、乙は自動車の整備不良、その他賃貸借物件の不良に起因するものについては、これを直ちに対応し、必要に応じて補償しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第14条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

